

掲載URL <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/hokeniryo/2025-06-25-174751-661>

<ガイドラインの主なポイント>

1. ガイドラインの目的・背景

- ・東京都地域防災計画に基づき、災害時の歯科医療救護活動の方針を示すもの。
- ・令和6年能登半島地震など、近年の大規模災害を踏まえ、**避難生活における口腔ケアや「食べる支援」など歯科保健医療活動の重要性が増している。**
- ・JDAT (Japan Dental Alliance Team : 日本災害歯科支援チーム) の創設など、全国的にも災害時歯科保健医療活動の体制強化が進んでいる。

2. 災害時の歯科保健医療活動の概要（第2章第2節）

- ・**応急歯科診療**：口腔内外傷、義歯の修理・調整、う蝕や歯周病の悪化への対応など。主な活動拠点は医療救護所。
- ・**口腔健康管理**：避難所での口腔ケア、歯みがき指導、摂食嚥下機能の維持・改善、災害食の工夫など。
- ・**「食べる」支援**：災害時の食事環境に配慮し、必要な栄養摂取や嚥下障害への対応も重視。

3. 歯科医療救護班・JDATの役割（第2章第3、4節）

- ・区市町村や都の要請により、歯科医療救護班やJDATが編成・派遣される。
- ・避難所や医療救護所での歯科保健医療活動、情報収集・集約、応急歯科診療、歯科保健指導を実施。
- ・特に**高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児など要配慮者への対応が重要。**

4. 活動フェーズごとの対応（第2章第4－7節、表25）

- ・**発災直後～超急性期**（発災～72時間）：外傷治療や救命救急ニーズへの対応が最優先。
- ・**急性期～慢性期・中長期**：避難生活の長期化に伴い、慢性疾患や口腔衛生管理、健康管理が中心となる。
- ・フェーズごとに、歯科医療救護班やJDATの活動内容や連携体制が整理されている。

5. 平常時の備え（第2章第8節）

- ・災害時に迅速な対応ができるよう、**平常時から体制整備やマニュアル・アクションカードの作成、口腔衛生用品の備蓄、訓練・研修の実施、地域住民への普及啓発**が求められる。
- ・墨田区や青梅市など、先進的な自治体の取組事例も紹介されている。

6. 身元確認作業（第2章第9節）

- ・歯科医師は、警視庁からの協力要請に基づき、身元不明遺体の身元確認作業（個人識別）を担当。
- ・歯科医師2名以上で構成される身元確認班が、警察の指示のもとで作業を行う。

[参考資料・様式]

- ・施設・避難所等 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票
- ・歯科保健医療ニーズ調査・啓発・指導実施票
- ・歯科保健医療救護個別記録票
- ・非常時の口腔健康管理（水がある場合／ない場合）など、現場で活用できる様式やチェックリストも多数掲載されています。